

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0805

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 28 日	支出額	93,830 円
項目	事務所費	充当額	84,447 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料（5 月分）		
備考	振込手数料：330 円		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

振替		振替		振替	
振替	振替	振替	振替	振替	振替
07-04-28 振替		*93,830		RKS(97)75797	
07-04-28 振替		*93,830		RKS(97)75797	

④ 9775797

建物賃貸借契約書（事業用）

第1章 総則

(1) 賃貸借の目的物

名 称	シオン店舗1階 102号室
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4
構 造・規 模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 38 m ²

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 93,500 円	(内消費税等 8,500 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 円	(内消費税等 円 ・ 税率 %)
保証金(敷金)	187,000 円	賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		
テナント総合保険	22,500 円	仲介手数料 93,500 円
礼 金	93,500 円	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う
	☐ 振込 ☐ 口座振替	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	電話
	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

■消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
■本契約において、☒ を連帯保証人とする。
■更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
■口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
■口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料はこの負担とする。
■本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。
■既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
■退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
■退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023. 年 7 月 1 日

貸主 住所

☒

代理人有限会社田口住

氏名

☒

印

電話番号

☒

借主 住所

☒

氏名

渡辺 聡一郎

電話番号

☒

連帯保証人

住所

☒

氏名

☒

電話番号

☒

極度額

3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書式を兼ねています)

取引態様

☒ 媒介 ・ ☐ 代理

取引態様

☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

埼玉県知事 (12) 第 872 号

免許証番号

第 号

事務所所在地

埼玉県白岡市小久喜1195

事務所所在地

商号

有限会社 田口住宅

商号

代表者等

吉岡 由隆

代表者等

登録番号

☒

登録番号

第 号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0806

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 28 日	支出額	1,507 円
項目	事務所費	充当額	753 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	ダスキンレンタル代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0806

(2/2)

0630 4675 8162 4235

納品・請求書
領収書
株式会社ダスキンサーグ北関東
ダスキン宮尾支店
〒331-0812 さいたま市北區宮尾1丁目875-2
TEL 048-654-0380 FAX 048-654-0380

ポイントカード

登録番号 T9070001004716

2025年 4月 28日 2025年 5月 28日

No.199363249600

品名	単位	数量	単価	金額	税別金額	消費税	合計	備考
ベーシックマットS・G	BSG	4冊	1	1	693	1	1	693
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4冊	1	1	814	1	1	814

1,379

137

1,507

1,597

10%

324

※発行後、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0921

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	90,000 円
項目	事務所費	充当額	81,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（令和 7 年 5 月分）		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落としのため



更新覚書【住居】

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名 称	秋桜
所在地	〒 340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
住戸番号	202 号室

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料等	家賃	月額	90,000 円	共益費	月額	5,000 円
	駆けつけサポート/月払い	月額	1,100 円		月額	
	敷金		55,000 円	賃料	0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	90,000 円	円	非 課税	円	(10%対象)
	更新事務手数料	新賃料の 0 ヶ月分		円	課 税	円	(10%対象)
		0 円	非		0 円		
		0 円			0 円		
住宅総合保険料について 全賃借者共済会 WEB決済 ※保証会社協働の場合は、保証会社にて別途火災保険料が引落しとなります。							
				合計	90,000 円		

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

- ・契約内容及び、特約事項等は新規契約時の契約内容を引継ぐものとする。
- ・24時間安心サポート:株式会社シーード・コーポレーション フリーダイヤル 0120-410-554
- ・本契約は保証会社のエルズサポート特加入を必須とする。初回保証料:10,000円、年次保証委託料:10,000円、引落手数料は借主負担330円。
- ・更新費用及び更新事務手数料等支払いは毎月の家賃保証会社の賃料支払と同様の支払日、方法によるものとする。
- ・本物件入居中は、火災保険加入が必須とする。支払は借主にてクレジット月額払いとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]			
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]	
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F			
	TEL	048-935-5551			
管理業者名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号: T9030001147928			
	フリガナ	ウダガワユニキオ			
借主(乙)	氏名	宇田川 幸夫		TEL	048-932-4055
		宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:50 GMT+9)		携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		勤務先TEL	[REDACTED]
	勤務先名	[REDACTED]			
連絡先名	メールアドレス	contact@udagawayukio.com			
連帯保証人及び担保額	フリガナ		担保額		借主との関係
	氏名		生年月日		TEL
※現契約書に基づく保証継続とする。	住所				携帯
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート			
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]	TEL
	住所	[REDACTED]			携帯
更新時現在の入居者	続柄	氏名	性別	生年月日	携帯番号
	本人	宇田川幸夫	男性	1978年11月27日	
	従業員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	

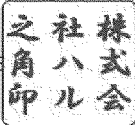
No.

〒340-0808
埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
コスモス 202

宇田川幸夫 様

案内日 2024年12月23日

株式会社 ハル
〒340-0806
埼玉県八潮市伊草2丁目12-28
イノマタビル1F
TEL : 048-935-5551



契約更新の御案内 兼 請求書

拝啓 時下益々清栄のこととお喜び申し上げます。
現在ご契約頂いております物件の契約満了日が近づいて
おりますので、ここにご連絡申し上げます。
契約更新についての条件および費用は下記の通りでございます。

敬具

物件名	秋桜		部屋番号	202	
契約終了日	2025年03月17日		御契約者様	宇田川幸夫 様	
新契約期間	2025年03月18日 ～ 2027年03月17日				

御契約内容					3月分賃料御請求額	
項目	現在の御契約内容		更新後の御契約内容		更新月請求額	
	金額	消費税	金額	消費税	金額	消費税
家賃	90,000 円	0 円	90,000 円	0 円	90,000 円	0 円
共益費	5,000 円	0 円	5,000 円	0 円	5,000 円	0 円
駆けつけサポート/月払い	1,000 円	100 円	1,000 円	100 円	1,000 円	100 円
合計	96,100 円		96,100 円		96,100 円	

更新費用内訳		
項目	金額	消費税
更新料	90,000 円	0 円
更新事務手数料	0 円	0 円
合計	90,000 円	

必要書類	
書類名	

備考	
更新保証料10,000円は保証会社よりご請求となります。	

御請求金額	
90,000 円	

※契約更新料、更新事務手数料(消費税込)等のお支払いは、毎月の賃料と同様にエルズサポートとの取決めによる支払日、支払い方法となります。

※賃料と合算しての引落としとなりますので前日までのご準備をお願い致します。

更新契約書_秋桜_202

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:17:41 GMT+9
-  文書が入力のために に 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:18:09 GMT+9
-  がフォームに入力しました
フォームの入力日: 2024-12-23 - 16:33:52 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 16:33:54 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:50:28 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:50:30 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために に 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:50:32 GMT+9
-  が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:49 GMT+9
-  署名者 様は 署名時に 株式会社ハル として名前を入力しました
2025-03-04 - 15:02:23 GMT+9
-  株式会社ハル 様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:02:25 GMT+9 - タイムソース: サーバー



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

✔ すべてのプロセスが完了しました

2025-03-04 - 15:02:25 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

貸室賃貸借契約書

＜頭書＞

(1) 物件の表示	名称・案番号		コスモス 2階 202号室		
	所在地 埼玉県八潮市龍町2丁目18-6				
	間取り	2LDK	専有面積	50.31㎡	
	築年	2023年03月	建物所有者		
(2) の当業者	貸借人 (甲)	大和リビング株式会社			
	貸借人 (乙)	宇田川 幸夫			
(3) 期間	契約期間	2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
	(4) 賃料等・支払条件	賃料	¥90,000	金 種 別	
		共益費	¥5,000	店 名	
				預金種別	
				口座番号	
				フリガナ	
			口座名義人		
			支払方法		
		月額合計	¥95,000	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
		更新料	更新料前賃料の1ヶ月分	滞り賃料等	年14.6% (7年を205日として日割(年))
	礼金	¥225,000	滞り賃料等	1ヶ月を滞りとする	
(5) 支払金	滞り賃料等	¥55,000			
(6) 管又連理は捨合先	名 称	大和リビング株式会社			
	所 在 地	八潮営業所 営業所長 大久保 貴博 埼玉県八潮市大坂六丁目8番地5 5F 501号室			
(7) 特約・特記事項	電 話	048-996-7180			
	建 築 先	フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤリングインフォメーションセンター)			

340-3808

契約締結日
西暦 年 月 日

貸借人 (甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 藤子 芳之		お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大坂六丁目8番地5F 501号室 八潮営業所	
	貸借人 (乙)	住 所	〒340-0801 埼玉県八潮市八郎431-1	
		フリガナ	宇田川 幸夫	
		氏 名	宇田川 幸夫	
入居者の概要	所在地	〒	電話	()
	社 名		FAX	()
	書類送付先		電話	()
	担当部署		FAX	()
保証会社	氏 名	続柄	生年月日	性別
	フリガナ	本人	1978年 11月 27日	男・女
	氏 名	本人	(46 才)	
	氏 名		年 月 日 男・女	
緊急連絡先	住 所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4千歳門ファーストビル 2階		
	フリガナ	心154		
	氏 名	株式会社イントラスト		
	固定電話	03-6213-0250		
紹介	住 所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4千歳門ファーストビル 2階		
	フリガナ	心154		
	氏 名	株式会社イントラスト		
	固定電話	03-6213-0250		

※宅内調査は必ず記録簿を：先住者名、戸名、住所名、代表者名、電話番号、土地建物所有主の住所番号、氏名

大和リビング株式会社 産式BBB 230A

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0922

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	21,330 円
項目	事務所費	充当額	19,197 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃貸料		
備考	横川雅也 $(21,000+330) \times 9/10 = 19,197$ (330 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0922

(2/2)

18				
19				
20				
21				
22				
23	07-04-30	.送金	*21,000	ATM カ)マツホ"リフ
24	07-04-30	.手数料	*330	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、換算機にお戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

7

駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED] 号
車種	軽自動車・初秋	車番	
		色	グレー
契約 条件	駐車料	月額	7,000 円 (内消費税) 636 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円 (内消費税) 1,909 円
	更新費用合計金額		21,000 円(税込)

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13		自宅TEL	
氏名	横川雅也事務所	続柄	事務員	携帯 [REDACTED]
	担当者 [REDACTED]			5 年 7 月 10 日

(甲) 住所

氏名

(乙)

所在地 〒

〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

会社名 横川雅也事務所
県政調査室

電話番号 TEL (0493)77-5050
FAX (0493)77-1000

書類送付先 〒
〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
株式会社 松堀不動産

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0923

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	35,000 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	事務所賃借料 5 月分		
備考	事務所賃借料 5 月分		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
57409	07-04-30	09:56	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥50,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			
(1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)			
万円 千円 千円 円			
お振込明細またはご案内			
お 受 取 人	サイタマリソナ		
	クマカ"ヤエキマエ		
	普通 4129616		
	か)スエヒロフト"ウサソ様		
ご 依 頼 人	登録番号 0014		
	スキ"タ ッケ"ミ様		
電話番号		印紙税申告納	
取扱番号 3000008		付につき浦和	
		税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書

貸主 株式会社末広不動産（以下「甲」という。）と借主 杉田 茂実（以下「乙」という。）と、連帯保証人（以下「丙」という。）とは、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書（１）目的物件の表示

建 物	名 称	本町１丁目店舗 1・2階		
	所 在 地	〈住居表示〉 埼玉県熊谷市本町1丁目181番地		
		〈登記簿〉 熊谷市本町一丁目 181番地		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建		
	種 類	事務所	新築年月	昭和40年5月
	面 積	264.30㎡ （79.95坪） ※専有部分面積		
賃貸方法		事業用賃貸借契約		
附 属 施 設				

頭書（２）事業内容（具体的に記載すること）

埼玉県議会議員事務所

頭書（３）契約期間

2022年4月1日 から	2023年3月31日 まで	(1年間)
--------------	---------------	-------

頭書 (4) 賃料等

賃料	月額 50,000円 (45,455 円 + 消費税 10%相当分4,545 円)	—		—	
敷金		—		—	
火災保険	保険証券の写しを提出	—		—	
—		—		—	

その他の条件					
貸与する鍵	鍵No				
	本数				
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込			
賃料等の 支払方法	☒ 振込				
	☐ 持参	持参先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 茂実
	(自宅) TEL	
	(勤務先) TEL	048-526-1813 (名称・部署名) 課
	(携帯) TEL	090-3211-6225

頭書 (6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社末広不動産
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地

管理業者	商号又は名称	株式会社末広不動産
所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地	TEL 048-522-1112
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4656
管理担当者		氏名 氏名 貸貸不動産経営管理士：登録番号 登録番号

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ
	住所	貸主と同じ

頭書（7）更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書（3）契約期間に記載の1年間とする。
尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。
また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

頭書（8）特約事項

※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。

※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。

乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。

※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。

※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。

※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。

尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。

※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）

また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。

※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。

鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。

また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。

※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。

※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。

※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。

※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。

乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。

※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	TEL	090-3211-6225
	住所	熊谷市小江戸 894番地		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の	ヶ月分	(円)
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の	ヶ月分	(円)
保証機関				

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号	
	免許年月日	平成30年 7月11日	免許年月日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-111	事務所所在地 TEL	

※ 印は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。

3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 か月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体)を行わなければならない。
- ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
 - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
 - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

（解約）

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
- 又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

（明渡し及び明渡し時の修繕）

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

（立入り）

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（甲の通知義務）

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

（乙の通知義務）

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

（延滞損害金）

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり） 14.5 %の割合による延滞損害金を支払うものとする

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

- 2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 連帯保証人は、極度額——万円範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 四 貸借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

記

- ① 財産及び収支の状況
- ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

第25条 特約事項については、頭書（8）に記載するものとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0924

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	28,000 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	駐車場賃借料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57409	07-04-30	09:56
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥40,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		(硬貨)
(1万円) (5千円) (1千円)		
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマリソナ
クマカ"ヤIキマI
普通 3895993
カ) オフィスナソハ"ーワソ様
登録番号 0004
スキ"タ ツケ"ミ様

ご依頼人

電話番号
取扱番号 300001

電信

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社オフィスナンバーワン 代理

借主 杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名 称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町 1 丁目217番		

標記B 車 種

車 名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
------------	----------------	--------------------	--

標記C 契約期間

始 期	2019年1月1日	終 期	2019年12月31日
-----	-----------	-----	-------------

標記D 賃料等

賃 料	月額 40,000 円 (消費税込)		その他 ()	円
賃 料 等 の 支 払 時 期		翌月分を毎月 末 日迄 (翌月前払)		
賃料等の 支払方法	振 込	金融機関名		預金口座
		(フリガナ) 口座名義人	口座番号	

標記E 管理人名

商 号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代 表 者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波 2 丁目 1 4 番地 末広不動産ビル2階	電 話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事 (8) 第 1 4 2 5 5 号		

標記 F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

西暦 2019 年 8 月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが募集から申込みを断り、
2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲)

住 所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階

氏 名 株式会社オフィスナンバーワン
代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)

住 所 埼玉県熊谷市本町1-181

氏 名 杉田茂実 生年月日 1968 年 8 月 19 日

TEL (自宅) 携帯 090-3211-6225

勤務先名 TEL 048-526-1313

緊急連絡先(担当者)

住 所 同上

氏 名

TEL 048-526-1313

(媒介・代理)業者

埼玉県知事(10)第10244号

所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

商号 株式会社末広不動産

代表者 代表取締役 日向 均

宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号

氏名



(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

埼玉県知事免許

所在地

商号

代表者

宅地建物取引士(自署押印)

号 宅地建物取引士登録番号 () 第

氏名

印

印

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする。
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

~~(敷金)~~ 第4条全文削除

第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。
3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。
4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。
5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件を置いてはならない。
2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。
3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。
4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係る公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。
3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。
一 賃料等支払い方法の変更
二 標記Aに定める指定場所の変更
三 標記Eに記載した管理人の変更

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保安、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0925

(1/3)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	21,540 円
項目	事務所費	充当額	19,386 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	セキュリティ代（R7 年 4 月分）		
備考			

全件数：2件

██████████

請求書番号	2503976839
登録番号	T6011001035920

2025年04月02日

セコム株式会社

【明細】 (1 / 1)

コード	契約コード	ご契約対象／ご請求内容	発生日／対象期間	本体価格／税額	合計金額
	[REDACTED]	事務室：様 ご契約料	2025/04/01～2025/04/30.	¥19,582 ¥1,958	¥21,540
				税込合計金額	¥21,540

ご不明なら、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0926

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	17,600 円
項目	事務所費	充当額	15,840 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（2 台分）令和 7 年 5 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落のため



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 04 月 01 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 31 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。	
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。	
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。	
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。	
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。	

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F		
	管理人名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	[REDACTED]	勤務先TEL	[REDACTED]
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※原契約書に基づく保証継 続とする。	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
	住所			携帯
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	連絡	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
ダイハツ	シルバー	[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_002

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	

履歴

- 📄 株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:24:50 GMT+9
- ✉️ 文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:25:19 GMT+9
- 📄 contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:44:38 GMT+9
- 👤 署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:46:48 GMT+9
- 👤 宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:46:50 GMT+9 - タイムソース: サーバー
- ✉️ 文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:46:52 GMT+9
- 📄 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:29 GMT+9
- 👤 様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9 - タイムソース: サーバー
- ✅ すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。	
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。	
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車場区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。	
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。	
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。	

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F		
	管理人名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	[REDACTED]	勤務先TEL	[REDACTED]
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※現契約書に基づく保証継 続とする。	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
	住所			携帯
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
トヨタ		[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_006

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	

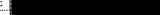
履歴

- 📄 株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:21:09 GMT+9
- ✉️ 文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:21:59 GMT+9
- 📄 contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
- 👤 署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:42:59 GMT+9
- 👤 宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:43:01 GMT+9 - タイムソース: サーバー
- ✉️ 文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:43:03 GMT+9
- 👤 様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9 - タイムソース: サーバー
- ✅ すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

(2)

西暦	年	月	日			
貸貸人(甲)						
貸貸人(乙)の代理人	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地1 大和リース株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之			お取り扱い事業所 埼玉博入前市大瀬六丁目8番地5スト ラップ (株) 八潮営業所		
貸借人(乙)	個人	住 所	〒340-0808 埼玉県八潮市益母2丁目18-6ロースモス 202号室			
	個人	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名 			
	個人	メールアドレス	メールアドレス			
	法人	所在地	〒 _____ 電話番号 () _____			
	法人	社 名	社 名 _____ FAX () _____			
	法人	書類送付先	書類送付先 _____ 電話番号 () _____			
	法人	担当部署	担当部署 _____ FAX () _____			
密にが、本証券欄に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合下記上書欄記入不要 住宅名 _____ 号室 _____						
貸借人の概要	個人	氏 名	宇田川 幸史	生年月日	西暦	1970年 11月 27日 (男) 女
	個人	職 務	先 	電 話	その住所発生	
	個人	所 在 地		電 話	その住所発生	
	個人	緊急連絡先		電 話	()	
	法人	主使用者氏名		電 話	()	
	法人	主使用者住所		その住所発生	— —	
保証会社	〒102-0083 住 所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階 フリガナ 住151 生年月日 西暦 年 月 日 氏 名 株式会社イントラスト 乙との続柄 固定電話 03-5213-3250 携帯電話 ()					
緊急連絡先	〒 _____ 住 所 _____ 生年月日 _____ フリガナ _____ 乙との続柄 氏 名 _____ 固定電話 () 携帯電話 _____					
媒介						
媒介						

②

契約締結日
西暦 年 月 日

貸與人(甲)	[REDACTED]	
貸與人(甲)の代理人	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地E 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之	お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5スト ライン 1号 八潮営業所
賃借人 (乙)	住所 〒346-0801 埼玉県八潮市八幡431-1 フリガナ フリガナ オオノ アサキ 氏名 大野 朝夫 メールアドレス 所在地 〒 社名 書翰送付先 担当部署 担当者名 FAX ()	携帯電話 [REDACTED] 固定電話 電話 () FAX () 電話 () FAX ()
※2、9、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記年上書欄記入不要		
賃借人の概要	個人 氏名 宇田川 幸夫 生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (印)・女 勤務先 [REDACTED] 電 話 [REDACTED] 所在地 [REDACTED] その他連絡先 緊急連絡先 主使用章氏名 主使用者住所 その他連絡先	電 話 () 電 話 () 電 話 () その他連絡先
保証会社	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-1半蔵門ファーストビル 2階 フリガナ トヨタ 氏名 株式会社イントラスト 固定電話 03-2213-0250 携帯電話 ()	生年月日 西暦 年 月 日 乙との統括
緊急連絡先	住所 [REDACTED] フリガナ 氏名 固定電話 () 携帯電話 [REDACTED]	生年月日 乙との統括
媒介		
媒介		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0927

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	176,407 円
項目	事務所費	充当額	158,766 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料・駐車場 5 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [redacted] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル			2階	201号室
	所 在 地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5				
		(登記簿)				
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建				
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月		
	面 積	2階の一部 約50.89㎡				
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	礼 金	(賃料1ヵ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込	[redacted]	

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5	
	名称	松本駐車場	指定場所 []

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)		月額16,500円(消費税10% 1,650円含む)	
敷金		金円	
支払期限： 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の 支払方法	☒ 振込		

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0928

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	12,100 円
項目	事務所費	充当額	9,680 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所 駐車場代 R7.5 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
50608	07-04-30	09:40	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 フジカエステート(カ様)		
	アサイアキラ セイムカット ユウジ ムツヨ様		
ご依頼人	電話番号 048-962-5777 取扱番号 300011		
	印紙税申告納付に付き浦和税務署承認済 *****		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5

名称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃料： 毎月金12,100円也 (内消費税1100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は 令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は各々月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各々通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主（甲） 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
文化エステート株式会社
氏名 代表取締役 中山 寧子
電話 048-985-6134

借主（乙） 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
氏名 浅井 明
電話 048-962-5227

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0929

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	435,000 円
項目	事務所費	充当額	391,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 5, 6, 7 月分		
備考	支払日：5 月 30 日、6 月 30 日		

支払証明書あり

理由

店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	39.67㎡（12坪）		
賃料総額	壹ヵ月金 ￥130,000円		
共益費	壹ヵ月金 ￥15,000円		
備考	水道料・電気料を含む		

上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和8年6月末日まで向こう3年間とする。
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上で債務に充当しても乙は異議なきこと。

- (1) 賃借物件の一部分又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務より破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いを 1ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

- (1) 本物件内共有部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座



契約の証として本契約書を2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

令和 5 年 6 月 30 日

賃貸人(甲) 住 所

氏 名

賃借人(乙) 住 所

氏 名

本 籍 地

勤 務 先

電話番号

新井一徳

048(594)1600

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0930

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 30 日	支出額	300,000 円
項目	事務所費	充当額	270,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 5～7 月分		
備考	その他の支出日 5/30、6/30		

支払証明書あり

理由

貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は下記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

- 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
- 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
- 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

- 契約期間 自 令和 1 年 6 月 1 日
至 令和 3 年 5 月 31 日（2年間）
- 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないよう取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

(1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。

(2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。

3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。

2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。

3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したのものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用品・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、
狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、
排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地震その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・ 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平城 元 年 6 月 1 日

賃貸人（甲） 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住 所 さいたま市大宮区漢門町2-78 大宮パストリアル105号室

氏 名 藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	105 号室
床 面 積	48.5 m ²

〈入 居 者〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。
令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3 年 12 月 27 日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株 式 会 社 ヨ コ ハ ウ ス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物 件 の 表 示 —

建 物 名 称 大宮パストラルハイム
所 在 地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当 該 貸 室 1階部分105号室48.5㎡

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。
令和 5年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 5年 8月 25日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株 式 会 社 ヨ コ ハ ウ ス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物 件 の 表 示 —

建 物 名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建
当 該 貸 室	1階部分105号室48.5㎡

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 7年 6月 1日から令和 9年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 7年 5月 / 日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株 式 会 社 ヨ コ ハ ウ ス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-48
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物 件 の 表 示 —

建 物 名 称 大宮パストラルハイム
所 在 地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当 該 貸 室 1階部分105号室48.5㎡

以上